

## 令和4年第1回島田市教育委員会臨時会会議録

日時	令和4年3月1日(火)午後2時30分～午後3時10分
会場	プラザおおるり 第1多目的室
出席者	濱田和彦教育長、磯貝隆啓委員、柳川真佐明委員、高杉陽子委員 原喜恵子委員
欠席者	
傍聴人	0人
説明のための出席者	中野教育部長、教育総務課長、学校教育課長、学校給食課長、社会教育課長、博物館課長、スポーツ振興課長、図書館課長
会期及び会議時間	令和4年3月1日(火) 午後2時30分～午後3時10分
会議録署名人	高杉委員、原委員
付議事項	(1)島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について (2)島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について (3)島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について (4)行政組織の再編成に伴い関係する規程を整理するため、島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程等の一部改正について (5)島田市博物館条例施行規則等を廃止する規則について (6)島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について (7)教職員の人事内申に関わる件について
協議事項	(1)島田市立学校設置条例の一部改正について
報告事項	(1)教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に委任している事務を解除することについて
	開 会 午後2時30分
教育長	皆さん、こんにちは。 時間が来ましたから、会議進行上のお願いをいたします。 発言は全員着席のままお願いいたします。 発言する場合は、指名された方以外は、委員名、職名を告げ、発言許可を取ってから発言していただきたいと思います。 付議事項は1件ずつの採決とします。

それでは、ただいまから、令和4年第1回教育委員会臨時会を開催します。

まず、最初に会期の決定ですが、会期は本日令和4年3月1日の1日とします。

次に、会議録署名人の指名ですが、高杉委員と原委員にお願いをいたします。

それでは、議案の審査を行います。

初めに議案第14号、教職員の人事内示にかかる件についてですが、人事に関わることで、公開しないこととしたいと思います。

会議を非公開にする発議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項により、討論を行わないで可否を決することになっておりますので、挙手による採決を行いたいと思います。

議案第14号について、公開しないことに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

各委員  
教育長

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号、教職員の人事内示にかかる件については、公開しないことといたします。

したがいまして、議案第13号までの審査、協議事項等を行い、その後教育委員と関係部課長以外は、退席していただき議案第14号の審査に入ることとしますので御了承願います。

### 議 事 付議事項

教育長

それでは、議案第8号、島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、教育総務課長説明をお願いいたします。

教育総務課長

1ページを御覧ください。島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について説明をいたします。

3ページを御覧ください。こちらに新旧条文対照表がございます。左が新条文で、右側が旧条文になっております。

改正内容は、組織再編に関わるものと内容の見直しによるもの、この2つがございます。初めに組織再編に関わるものについて説明をいたします。

まず、右側旧の条文、第2条第2項の表の中で、社会教育課の係欄がございます、文化係。その下の博物館課。この2つについて、市長部局に移ることから、左の新条文では、これを削っております。

次に、右の旧条文の第9条、これは教育部博物館課の事務分掌を規定しているものですが、博物館課が市長部局に移ることから、左の新条文では、これを削っております。

続いて、4ページを御覧ください。先ほどの第9条を削ることにより、第10条以降を1条ずつ繰り上げております。

次に、右側の旧条文の第15条第2項では、市長部局の事務のうち、教

育委員会で補助執行している事務について記載をされております。このうち、第1号、教育総務課総務係に係るアの総合教育会議に関すること。第4号、社会教育課文化係に係る、ア及びイの事務。第5号、博物館課文化財係のしまだ市民遺産に関すること、これらについて補助執行を解除するものでございます。

次に、戻っていただきまして1ページの1番下、附則の第2項で島田市教育委員会公印規則の一部を改正しております。これにつきましては、5ページを御覧ください。

別表第1につきましては、右側の旧条文、島田市教育委員会事務局課長印の個数は、現状7課ですので7となっております。左の新条文では、博物館課が市長部局に移行することにより、個数が1つ減って6となっております。

それから、右の旧条文、最下段の島田市博物館長印、これについても、教育委員会から市長部局に移行することから削られます。削除される印影につきましては、次の6ページの旧条文の13、この印影が削られるものになります。

続いて内容の見直しによるものについて説明をします。戻っていただいて、3ページを御覧ください。右側の旧条文の中ほど第8条第2号、教育部社会教育課の分掌する事務のうち、青少年係の事務として、カに成人式に関することとございます。成人年齢が18歳に改定されることを受けまして、左の新条文では、はたちの集いに関することと事業名称を改めております。

次に、4ページを御覧ください。右側の旧条文の最下段、第15条第2項第6号のスポーツ振興課施設係の補助執行事務について、現状管理している内容が、旧条文では全てを網羅されていないことから、左の新条文のとおり明確にしたものでございます。

改正内容についての説明は、以上でございます。なお、施行期日は、令和4年4月1日です。御審議をお願いいたします。

教育長

以上、教育総務課長からの説明は終わりました。委員の皆様、何か御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

B委員

少しイメージが湧くように教えてください。

3ページの社会教育課青少年係ですが、どれぐらいの人数で、年間の予算は大体どれぐらいのものなのでしょうか、ちょっとイメージを膨らませたいので、分かる範囲内で結構ですので、教えてください。

教育長

いいですか、社会教育課長。

社会教育課長

青少年係の人数と予算規模で、よろしいですか。

B委員

はい。

社会教育課長

人数としては、正規職員が5人、それから会計年度任用職員が3人

B委員  
教育長  
B委員  
教育長  
D委員

で、青少年係を運営しております。

予算規模については、今は手元に資料がないので、正確な数字は分かりません。

分かりました。

よろしいですか、

はい、結構です。

ほかはどうでしょうか。

1つ教えてください。3ページの文化係と博物館係の削除される項目は、新年度に新しく設置される観光文化部の文化振興課と博物館課のそれぞれの係の事務として、また新たに明記され直すということになりますか。

教育総務課長  
D委員  
教育長

D委員のおっしゃるとおりです。

ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

組織再編に伴っての変更については、こちらでやったことが基本的には市長部局に行っても、そのまま引き継がれるという御理解でいいのではないかと思います。

よろしいでしょうか。それでは意見も出尽くしたようですから、採決に移りたいと思います。ただいま審議されました議案第8号で提案されました、島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、御異議ございませんか。

各委員  
教育長

異議なし。

異議がないようですから、議案第8号につきましては、提案のとおり可決いたしました。

それでは、議案第9号、島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則についての説明を、教育総務課長お願いします。

教育総務課長

この件につきましては報告事項でございます、教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に委任している事務を解除することについて関係してきますので、まず23ページの報告をさせていただきます。

これにつきましては、今年第1回定例会で議案第4号として付議した案件でございます。委任の解除について、市長と協議することが議決されております。ここで、24ページを御覧ください。市長への協議の結果、24ページのとおり同意をされましたので、まずは報告をさせていただきます。

次に、資料の7ページを御覧ください。議案第9号、島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、説明をいたします。

8 ページを御覧願います。この規則は教育委員会の事務の一部を委任または補助執行により、市長部局に依頼している事項を定めたものでございます。

右の旧条文にありますように、第2条で事務の委任を、第3条で補助執行をそれぞれ規定しております。このうち第2条につきましては、先ほどの報告のとおり、市長からも解除について了解されてございます。よって、この条文を削除し、第3条を第2条に繰り上げていただいております。

なお、委任の事項が削られて補助執行のみを規定する規則となったことから、題名につきましても島田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則と、改めることとしております。

改正内容の説明は、以上でございます。なお、この施行期日は令和4年4月1日です。御審議をお願いいたします。

教育長

説明は終わりました。何か御質問等ありましたら、委員の皆さんよろしくお願ひします。

教育委員会の権限に属する事務のうち、市長部局の職員に委任している事務を解除するという事は、文化資源活用課の事務を指しているということによろしいですか。

教育総務課長

そうです。先ほどの資料の最初のページにございましたように、市長部局に委任している文化関係の事務を教育委員会に戻し、再度整理して係そのものを市長部局に移すための手続を踏んだところでございます。内容は教育長のおっしゃるとおりです。

教育長

複雑で理解をするのに時間がかかるかもしれませんが、本来教育委員会でやるべき仕事だった文化関係の仕事の一部を、文化資源活用課に委任していたわけです。それを組織再編によって、一度こちらに戻して、整理した後、まとめてまた市長部局に移す。その戻すところを今やっているということによって理解していいですね。

教育総務課長

はい。

教育長

よろしいですか。何か出たり入ったりという作業なものですから、複雑になるかもしれませんが御理解をいただけたらと思います。何か質問がありましたらお願いします。

組織再編に伴って行わなければならない事務手続ということで、御理解をいただけたらと思います。

よろしいでしょうか。それでは、質問もないようですから、議案第9号、島田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、御異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

異議がないようですので、議案第9号につきましては、提案のとおり可決されました。

教育総務課長

続いて、議案第10号 島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について、教育総務課長説明をお願いします。

それでは、9ページを御覧願います。議案第10号、島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について、説明をいたします。

この規則では、教育委員会の事務のうち、第2条で明記されている20の項目に関するもの以外について、教育長に委任するというものでございます。

これについて、10ページを御覧願います。右側の旧条文で第2条第1号から第20号まで記載がされております。この20項目以外は教育長に委任をするという形になっております。

このうちの第16号、市文化財を指定し、または指定を解除することについて分掌事務が市長部局に移管されることにより、今回削るものでございます。教育委員会の事務ではなくなるということで、教育長に委任するものでもなくなってしまうと、そういうことでございます。これにより項目も、20から19となります。

改正内容の説明は、以上でございます。なお、施行期日は令和4年4月1日です。御審議をお願いいたします

教育長

説明は終わりました。委員の皆様からの御質問、御意見がありましたらお願いします。

これについては、事務的な手続上必要ということで、御理解をいただければと思います。

それでは、特に御意見もないようですから、議案第10号については、採決に移りたいと思います。議案第10号、島田市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則について、御異議ございませんか。

各委員  
教育長

異議なし。

異議がないようですから、議案第10号につきましては、提案のとおり可決しました。

続いて、議案第11号、行政組織の再編成に伴い関係する規程を整理するため、島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程等の一部改正についての説明を、教育総務課長をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、11ページを御覧願います。議案第11号、行政組織の再編成に伴い関係する規程を整理するため、島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程等の一部改正について、御説明申し上げます。題名に規程等の一部改正でございますように、次の3つの規程について、改正を行うものでございま

す。

第1条では、島田市教育委員会事務局の職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正。第2条では、島田市教育委員会処務規程の一部改正。第3条で、島田市教育委員会専決規程の一部改正を行うものでございます。

それでは、13ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。右側旧条文の最下段、それからその上でございます、博物館に勤務する職員に係る項目につきまして、行政組織の再編成に関連して削除となります。

続いて、上から2つの項目、図書館に勤務する職員の項目につきましては、実情に即した見直しとなります。具体的には、週休日の取り扱いで、基本的には月曜日を休みとしており、旧条文でも、現在その旨を記載してございます。記載内容は、月曜日及び4週間について4日以内で指定する日という形になってございます。

ただし、月曜日が国民の休日に関する法律に規定された休日の場合は、勤務を実施しております。ついては、その翌日以降の休日ではない日を休みとしていることから、今回の改正に合わせて見直しを行うものでございます。左側についてその内容の記載がでございます。

1点注意事項を申し上げますが、左側の新条文の下側、図書館に勤務する職員（短時間勤務職員に限る。）の中では、内容変更の記載がございませんが、上段の図書館に勤務する職員（短時間勤務職員を除く。）の週休日欄にあります、下線部分の最後に、次項において同じという形で記載されております。この記載によって、月曜日の取り扱いは、上下とも同様であることとなりますので御承知おき願います。

次に、第2条関係でございます。14ページを御覧ください。島田市教育委員会処務規程第3条第4号の規定により、教育部各課で発送する文章には、発送番号の前に発送元を明確にするため記号をつけております。このうち行政組織の再編成に関連して、博物館課に係る部分が削られます。よって右側旧条文でアからキまで7個あったものが、左側新条文では、アからカまでの6個となります。

次に、第3条関係でございます。14ページ、15ページを合わせて御覧ください。島田市教育委員会専決規程の第3条及び第5条については、先ほど議決いただきました、議案第8号、島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、一部改正を行うことにより発生しました条ずれの修正を行うものでございます。第7条についても、先ほどの議案第8号により、改正した題名を改正することに絡む改正でございます。

最後に、15ページの別表については、行政組織の再編成に関連して、博物館課に係る部分を削るものでございます。

教育長

改正内容の説明は以上でございます。なお、施行期日は令和4年4月1日でございます。御審議をお願いいたします

説明は終わりました。委員の皆様からの御質問、御意見がありましたらお願いします。

組織再編に関わる部分以外は、図書館課の勤務実態に合わせた変更ということで御理解をいただけたらと思います。今の条文では、少しそごが生じるところがあるから、正確に記載するというところでの改正ということで御理解をいただけたらと思います。

それ以外は、組織再編に伴って文言、または条文を変えるということで御理解をいただけたらと思います。もし、何か御意見等ありましたらお願いします。

よろしいですか。それでは、意見がないようですから、採決に移ります。議案第11号に御異議はございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

異議がないようですので、議案第11号につきましては、提案のとおり可決されました。

議案第12号、島田市博物館条例施行規則等を廃止する規則について、博物館課長お願いします。

博物館課長

それでは16ページ、議案第12号、島田市博物館条例施行規則等を廃止する規則について、御説明いたします。

これについても、令和4年4月1日からの組織再編に伴い、博物館課が市長部局へ移ることから、ここに掲載しております、(1)から(8)までの教育委員会規則を廃止するものでございます。

なお、この廃止する規則は、規則中の教育委員会を市長等に改めるなど、必要な改正を行いまして、市長部局で新たに制定することとなります。令和4年4月1日が施行日となります。

説明は以上です、よろしくをお願いします。

教育長

説明は終わりました、委員の皆様からの御質問等がありましたらお願いします。

これもよろしいですね。組織再編に伴う廃止、同じものが市長部局で制定される。業務は滞りなく進むということで御理解をいただけたらと思います。

それでは、議案第12号についての採決に移ります。議案第12号で提案されました、島田市博物館条例施行規則等を廃止する規則について、御異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

異議がないようですので、議案第12号につきましては、提案のとおり可決されました。

では、議案第13号、島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規



図書館課長

則についての説明を、図書館課長お願いいたします。

それでは、17ページ、議案第13号、島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明をさせていただきます。

18ページに新旧対照表がございます。月曜日の後の括弧の中を改正させていただきたいと思っております。旧条文の月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日となっているものを、その日が祝日法により休日にあたる時は、その直後の祝日法による休日以外の日ということに改めたいと思っております。

改正理由につきましては、先ほどの議案第11号でも御説明があったとおり、差異が生じるので、それを直していきたいと思っております。例えば、月曜日が休館日と定めておりますが、実際はゴールデンウィーク等で、翌日が休日の場合はいいのですけれども、翌々日も休日が続く場合があります。その場合、今の規定では対応できないので、翌日が休日に当たるときには、翌日以降の休日でない日を休館日とさせていただくように改めさせていただきたいと思っております。なお、施行期日は、令和4年4月1日でお願いいたします。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

説明は終わりました。委員の皆様から、何か御意見等がありましたらお願いします。

これも議案第11号で説明して、皆さん御理解していただいたと思うので、よろしいですね。

特に質問もないようですので、採決に移ります。議案第13号で提案されました、島田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、御異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

異議がないようですので、議案第13号につきましては、提案のとおり可決されました。

### 協議事項

教育長

次に、協議事項に移ります。

島田市立学校設置条例の一部改正について、学校教育課長の説明をお願いいたします。

学校教育課長

島田市立学校設置条例の一部改正について、協議をお願いいたします。内容については、島田市立小中学校再編計画に基づき「島田市立伊太小学校」と「島田市立相賀小学校」と「島田市立神座小学校」と「島田市立伊久美小学校」と「島田市立島田第一小学校」を統合するという内容です。

22ページを御覧ください。改正日が令和6年4月1日からということにより、右の旧条文の伊太小学校から伊久美小学校までが、第一小学校と統合により閉校をいたします。その関係で新条文においては、4小

学校を削除してあります。

協議の理由については、令和5年度から学校統合による加配の申請をすることができます。それに伴い、協議をお願いします。

教育長 説明は終わりました。委員の皆様、御質問、御意見がありましたらお願いします。

学校教育課長 確認のため質問させていただきます。北部4校を第一小学校に統合する。もっと言うと、4校を閉校するというのを協議し、皆さんに御理解していただいて納得していただければ、加配についての申請は、そこだけでできるということで理解してよろしいのですか。

教育長 そのとおりです。

D委員 まず、校名については、今後、学校カリキュラム等検討委員会で協議をして、決定していきます。まずは4校が第一小学校と統合し閉校することによって、加配を申請することができます。

学校教育課長 分かりました。よろしいですか。

教育長 今この時期に一部の改正をしておかないと、加配の申請に間に合わないということですか。

D委員 はい。令和5年度から加配が付くということで、令和4年度末までに、このことについては決定をしておかなければならないということになります。先んじて、今この段階で協議をお願いしているということになります。

教育長 どうですか。

学校教育課長 もう一つ、私から確認のために質問したいと思います。再編計画の策定のときに、既に北部4校を統合する。それも、令和5年度で閉校して、令和6年度から第一小学校に統合するということが決まっています。あれは確か付議事項として、教育委員会の方針ということで決まっていると思います。再度、ここで協議をしなければならないのか、それと協議した後、もう一度付議として決定していかなければならないのか、その点についての説明をお願いします。

教育長 このことについては、再度令和4年度の6月議会において条例の一部改正について議決いただかなければならないということがあります。それによって、まずこの統合について協議をしていただくということになります。

教育長 よろしいでしょうか。今のところが、すごく大事だなと思います。6月議会にかけるためには、ここで協議をして教育委員の同意を得ておかなければならないということだと思います。そのように御理解していただけたらと思います。何か御意見、御質問等がありましたらお願いします。

教育長 よろしいですか。統合に向けての準備を、より子供たちに添った形にするためには必要な手続だということで、御理解をいただきたいと思

各委員  
教育長

います。

それでは、この統合については、今までずっと話し合いをしてきたものですから、この形で進めるということによろしいでしょうか。

はい。

ありがとうございます。

社会教育課長

それでは、本日の協議事項については、以上をもって終わりにしたいと思えます。ありがとうございました。

教育長

最初に、B委員からいただいた御質問について、数字が分かりましたのでご報告いたします。

社会教育課長

お願いします。

青少年係の予算ということですが、令和4年度に予定している予算案の内容を申しますと、1,432万円が青少年係の事業の予算となります。

教育長

それで何か御質問ありますか。

B委員

いや、それぐらいの規模だということで、イメージが湧きましたので結構です。ありがとうございました。

教育長

分かりました、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、先ほど公開しないことに決した議案第14号の審査に入りたいと思えます。

申し訳ありませんが、教育委員、教育部長、学校教育課長以外の退席をお願いします。

ありがとうございました。

閉 会 午後3時10分